

みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者募集要項

1 目的

区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」※を定めています。

これまで、区内全域を対象として、公共の場所（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）で路上・歩行喫煙を行う者に対し指導を行うとともに、路上喫煙等を助長したり、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に「みなとタバコルール」の周知啓発を行ってきました。

今後も、屋外の公共の場所での喫煙による迷惑を防止し、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向け、区内全域を対象とする広域的・連続的な巡回指導と、特に重点的に指導を実施する必要のある区域での一定期間継続的な指導をより一層効果的に実施していく必要があります。

本業務を行うには、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けている業者であり、高度な専門的知識及び業務に対する豊富な経験を有するとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢が必要不可欠であるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

※「みなとタバコルール」…参考資料1「みなとタバコルール周知用リーフレット」参照

2 業務概要

(1) 件名

みなとタバコルール指導等業務委託

(2) 業務内容

ア 区内全域での公共の場所で路上喫煙する者等への指導・啓発

イ 路上喫煙等を助長したり、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等への指導・啓発

ウ ア、イの実施前における指導計画の作成及び実施後における業務報告書の作成

エ 各地区での啓発活動及びキャンペーンへの参加

※詳しくは、【別紙1】仕様書を参照してください。

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで

ア 本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年港区条例第64号）第2条第2項に基づく長期継続契約に該当します。契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合がありますことをご承知おきください。

イ 本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成25年1月21日24港総契第2195号）に基づく業務履行評価の対象契約です。業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。

業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

ウ 本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号）の対象契約です。

【対象契約において必要となる主な対応】

- ・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
 - ・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。
- なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

(4) 予算規模

平成31年度は、年間354,596,020円（税込み）までとします。

平成32年度（2020年度）以降については、年間398,176,000円（税込み）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としてとします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 警備業法における都道府県公安委員会の認定を受けている業者であり、かつ高度な専門的知識及び警備業務に対する豊富な経験を有していること。
- (7) 【別紙1】仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外

事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として「区内事業者と共同すること」を参加条件とし、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。（※詳細は、【別紙2】事業候補者選考方針を参照）

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	平成30年12月19日（水）から 平成31年1月9日（水）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	平成30年12月26日（水）午後5時まで
質問一斉回答	平成30年12月28日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	平成31年1月9日（水）午後5時まで
一次審査（書類審査）結果通知	平成31年1月23日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	平成31年1月30日（水）
二次審査結果通知	平成31年2月4日（月）
契約手続	平成31年2月中旬以降
業務委託開始	平成31年4月1日（月）

5 配布書類等

(1) 配布場所

「14 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月9日（水）まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く。）

イ ホームページ掲載期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月9日（水）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

ア 募集要項

イ 【別紙1】仕様書

ウ 【別紙2】事業候補者選考方針

エ 【参考資料1】みなとタバコルール周知用リーフレット

オ 【参考資料2】「みなとタバコルール」に関する取組状況

提出資料関係

ア 【様式1】質問書

イ 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書

ウ 【様式3】共同事業体構成書

エ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

オ 【様式3-3】委任状

- カ【様式4】事業者概要及び業務実績
- キ【様式5】業務従事予定者の経歴等
- ク【様式6】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

平成30年12月26日(水)午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要な事項と質問を記入の上、「14 担当・連絡先」までFAXで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

質問内容と回答について、質問書を提出した全ての事業者及び質問受付期限までに参加表明書を提出した事業者に、12月28日(金)にメールで送付します。質問書に、必ずメールアドレスを記載してください。

※意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

※質問内容と回答については、平成31年1月4日(金)以降に港区ホームページに公開します。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期間

平成30年12月19日(水)から平成31年1月9日(水)まで

※午前9時から午後5時まで(土・日・祝、12月29日から1月3日までを除く。)

(2) 提出場所

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

(3) 提出方法

以下の書類に必要な事項を記入し又は用意し、持参により提出してください。

- ア 提出資料1 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)
- イ 提出資料2 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書 1部
- ウ 提出資料3 警備業法第5条に基づく認定証の写し 1部
- エ 提出資料4 【様式3】共同事業体構成書 1部 ※該当する場合のみ。
- オ 提出資料5 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 1部 ※該当する場合のみ。
- カ 提出資料6 【様式3-3】委任状 1部 ※該当する場合のみ。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成31年1月9日(水)午後5時まで

(2) 提出場所

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ア 提出資料 7 【企画提案書 様式 4】 事業者概要及び業務実績
- イ 提出資料 8 【企画提案書 様式 5】 業務従事予定者の経歴等
- ウ 提出資料 9 【企画提案書 様式無】 業務に対する基本的な考え方・取組姿勢
- エ 提出資料 10 【企画提案書 様式無】 人材確保等について
- オ 提出資料 11 【企画提案書 様式無】 実施体制について
- カ 提出資料 12 【企画提案書 様式無】 各地区における巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案について
- キ 提出資料 13 【企画提案書 様式無】 契約期間において想定される課題及び課題解決に向けた活動内容案について
- ク 提出資料 14 見積書

※ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのあるもの（該当企業のみ）がある場合はその写しを 1 部提出してください。【様式無】※【別紙 2】事業候補者選考方針参照

(5) 提出部数

- ア 提出資料 7～14 10部
- イ 提出資料 7～14 のデータを格納した CD-R 等 1枚
※CD-R 等表面には社（者）名を記入してください

(6) 企画提案書等の体裁

ア 規格・分量

提出資料 7～11・14 については、A4 サイズ・2 枚以内とします。

提出資料 12 については、A3 サイズ・各地区ごと 1 枚以内とします。

提出資料 13 については、A3 サイズ・1 枚以内とします。

補足資料は全体で 20 枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は、各提出資料を補足するものとしてください。

イ 体裁等

(ア) 表紙を作成し、「みなとタバコルール指導等業務委託提案書」と明記するとともに、10部のうち、2部は表紙に事業者名を記入し、残り8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項を記入しないでください。

(イ) 提出資料は、番号順に並べ、ファイル等に綴じていただき、目次をつけるとともにページ番号をつけてください。また、提出資料は片面印刷としてください。補足資料は両面印刷でも構いません。

(ウ) 個人情報の観点から、本応募に関係のない氏名、写真等は記載しないでください。

(7) 企画提案書等作成要領

提出資料 7・8 は、下記ア・イの＜記載事項＞について各様式に従って記入してください。提出資料 9～14 は、見出しに提出資料名を明記してください。

提出資料 9～11 については、下記ウ～オの＜記載事項＞を項目立てして作成してください。

提出資料 12～14 については、下記カ～クの＜記載事項＞に従って作成してください。なお、作成に当たっては、前記（6）「企画提案書等の体裁」を遵守してください。

- ア 提出資料 7 【企画提案書 様式 4】 事業者概要及び業務実績
＜記載事項＞

事業者概要及び平成25年度以降に事業者が地方公共団体又は民間企業等から受注した類似事業の実績

※「様式4」の記入欄に従ってください。

イ 提出資料8【企画提案書 様式5】業務従事予定者の経歴等

<記載事項>

①業務責任者の保有資格、実務経験年数及び平成25年度以降に地方公共団体又は民間企業等から受注した類似事業の実績

②副責任者及び指導担当者の保有資格、実務経験年数、経歴、業務実績等

※「様式5」の記入欄に従ってください。

ウ 提出資料9【企画提案書】業務に対する基本的な考え方・取組姿勢

<記載事項>

業務に対する基本的な考え方・取組姿勢について

業務と関連する他業務（客引き等迷惑行為防止巡回啓発業務、みんなとパトロール巡回業務、放置自転車等対策業務）との連携姿勢について

エ 提出資料10【企画提案書】人材確保等について

<記載事項>

①人材確保について（業務従事者の実務経験・資格、実務経験者の確保体制、欠員時の代替体制等）

②業務従事者への教育について

オ 提出資料11【企画提案書】実施体制について

<記載事項>

①実施体制について

指導・啓発の実施体制、指導員業務の管理体制及び区との連絡体制等について

②緊急時の対応、安全対策及び関係機関（区、警察、消防等）との連携について

カ 提出資料12【企画提案書】各地区における巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案について

【別紙1】仕様書の「5（1）業務計画の作成」及び「7 実施体制、実施日及び実施時間」を踏まえ、各地区における巡回指導案及び重点指導班の配置案及び活動内容案を作成すること。

<記載事項>

①区内各地区（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南地区）の特性を踏まえ、効果的に指導を行い、かつ、区からの指示に対して迅速に現場確認を行うことができる巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案（時間帯、範囲など）を具体的に記載してください。

②巡回指導と重点指導の間での成果や課題の情報共有手段、連携方法について、具体的に記載してください。

キ 提出資料13【企画提案書】契約期間において想定される課題及び課題解決に向けた活動内容案について

<記載事項>

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）の施行、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを踏まえ、平成31年度から平成33年度（2021年度）までにおいて想定される課題と、課題解決に向けた効果的な指導方法等の活動内容案について、具体的に記載し

てください。

ク 提出資料14【見積書】

<記載事項>

受注に要する経費の見積価格を、平成31年度とそれ以降の年度について、以下の項目に分けて作成した上で、年間総額を算出してください。

なお、①で記載する各班の履行1日当たりの単価(A)及び②で記載する1か月当たりの額(E)は、契約期間を通して同じ金額を適用することとします。

見積価格はあくまでも参考ですが、提出以降は受注内容に大幅な変更がない限り、金額を変更(増額)しないこととします。

消費税及び地方消費税については、平成31年4月から同年9月分までを8%、平成31年10月分以降を10%で算出してください。

①指導員経費 (【別紙1】仕様書の「3 業務内容」における(3)に係る経費(各班の業務履行1日当たりの単価契約に係る経費))						
		a. 各班の業務履行 1日当たりの単価 (税抜)	b. 巡回指導 延日数 (全地区合計)	c. 重点指導 延日数 (全地区合計)	d. 税率	e. 小計 (a×(b+c)×d)
平成31年度	4～9月分	____(A)____ 円	2,750 日	625 日	1.08	____(B)____ 円
	10月 ～3月分	____(A)____ 円	3,750 日	625 日	1.10	____(C)____ 円
平成32年度・平成33年度の各年度		____(A)____ 円	7,500 日	1,250 日	1.10	____(D)____ 円
②①以外の経費 (【別紙1】仕様書の「3 業務内容」における(1)、(2)、(4)及び(5)に係る経費)(総価契約に係る経費) ※指導員以外の経費(業務責任者等の経費含む。)は②に入れてください。						
		f. 1か月当たりの額 (税抜)	g. 月数	h. 税率	i. 小計 (f×g×h)	
平成31年度	4～9月分	____(E)____ 円	6か月	1.08	____(F)____ 円	
	10月 ～3月分	____(E)____ 円	6か月	1.10	____(G)____ 円	
平成32年度・平成33年度の各年度		____(E)____ 円	12か月	1.10	____(H)____ 円	
※年間総額						
平成31年度 年間総額(税込) = (B) + (C) + (F) + (G)						
平成32年度 年間総額(税込) = (D) + (H)						
平成33年度 年間総額(税込) = (D) + (H)						

(8) 注意事項

提出期限までに提出資料を提出しなかった場合は、失格とします。

9 事業候補者の選考と審査

【別紙2】事業候補者選考方針のとおり

10 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ②記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③虚偽の内容が記載されているもの
 - ④この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 締切後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとして扱います。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとして扱います。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、【様式6】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去すること。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとして扱います。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX、メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、各年度の予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

1 2 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

1 3 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

1 4 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係（区役所8階）

電話：03-3578-2111（内線2506） FAX：03-3578-2489

受付時間：午前8時45分から午後5時まで